⑶　利用定員が７人の場合	1,503単位
⑷　利用定員が８人の場合	1,320単位
⑸　利用定員が９人の場合	1,178単位
⑹　利用定員が10人の場合	1,064単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	833単位
ヘ　共生型児童発達支援給付費	560単位
ト　基準該当児童発達支援給付費	
⑴　基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	664単位
⑵　基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	560単位

注１　（略）

２　ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２の２　（略）

２の３　へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の４　トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、⑶については、平成31年３月31日までの間は、算定しない。

⑴　（略）

⑵　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の９において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第１項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第26条第５項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

⑶　利用定員が７人の場合	1,160単位
⑷　利用定員が８人の場合	1,020単位
⑸　利用定員が９人の場合	911単位
⑹　利用定員が10人の場合	824単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	699単位
（新設）	
（新設）	

注１　（略）

２　ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２の２　（略）

（新設）

（新設）

３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第１項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）

（新設）